原子力規制委員会記者会見録

● 日時:平成29年12月6日(水)14:30~

● 場所:原子力規制委員会庁舎 記者会見室

● 対応:更田委員長

<質疑応答>

○司会 定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、お名前と御所属をおっしゃってか ら御質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方。スミさん。

○記者 共同通信のスミです。よろしくお願いします。

今日、原子力機構の方からもんじゅの廃止措置計画が申請されたと思います。もんじゅの廃止については、規制委員会の勧告から始まって、昨年末に政府が廃炉を決定して廃止措置計画が出てくるまで、また更に1年かかったわけですけれども、委員長の今の受けとめと、あと、今後、廃止措置計画の認可申請、あと、燃料の取り出し等について、いろいろ課題があると思うのですけれども、どのように取り組まれるのか教えてください。

○更田委員長 もんじゅの廃止措置については、予想されるいくつもの課題があるけれども、これは地道にひとつひとつ課題を潰していくしかない。廃止措置計画の申請といっても、まず第1段階の燃料の取り出しの部分のところなので、燃料の取り出しはこの会見でもたびたび話題になっていますけれども、5.5年という期間をきちんと守って燃料の取り出しを完了させることができるか。それ以降については、今はもう報道でもナトリウムをどうするのか、様々な課題がほかにもありますけれども、課題はたくさんあるけれども、とにかくひとつひとつ潰していかなければならない。

まず最初の課題は、何といっても炉心から燃料を取り出すことということなので、これは間違いのないところなので、燃料の取り出しが順調に行われるかどうか。これはたびたび申し上げていますけれども、基本的な計画を提出してから時計の針が動いていると。約束なり、実行可能な計画としてJAEAは第1段階の廃止措置計画を示しているので、これを更にブレークダウンして、各年度ごとにどれだけ何を進めるのかというのを監視チームの会合でも聞いて、それをきちんとした計画として位置付けてもらって、燃料の取り出しといっても、これ一つをとっても簡単なことではありませんので、安全を確保しつつ速やかに燃料の取り出しが完了するように、段階を追ってきちんと見ていくということに尽きると思います。

○記者 あと一点なのですけれども、昨年末に政府が廃炉を決定してから廃止措置計画の 申請まで1年かかりました。この間、規制委員会は検討チーム等で議論をされていたと 思うのですけれども、1年間かかった理由として、廃止措置計画を入念に煮詰めていたというよりは、要するに、文科省、機構が県と地域振興策の件で調整に難航して時間がかかったという、本来の安全性の問題、燃料の抜き取りを早くすべきだという規制委員会の指摘に対しては、逆に何か危険性をあおるなというようなことを抗議されたり、ちょっとピントのずれた話もあったように思うのですけれども、その点は委員長はどのように見ていらっしゃいますか。

○更田委員長 これはもんじゅという施設の立地を引き受けてきたと言ってはなんではあるけれども、もんじゅがそこに存在することに伴って、安全に対する関心であるとか、地域の問題に対するかかわり等について、立地地域が大きな関心を持たれることは当然のことなので、JAEAの計画に対して立地地域が意見を述べ、確認をするというプロセスは、これは当然のことだろうと思います。

これをめぐる時間については、ちょっと私の方からコメントすることは難しくて、各立地地域それぞれにそれぞれの見解なり、事情なりを抱えていることだろうから、申請に時間がかかってしまったということ自体は、規制庁職員等々も申請が遅れることに関して懸念を表明したりしてきていますけれども、要は、実質は廃止措置計画が約束された期間内に、最初の段階ですけれども、燃料の取り出しが当初の計画どおり進むということ、そして、その作業が安全に行われるということが重要なので、廃止措置計画の申請時期が、手続の上では重要な意味を持っていますけれども、実態の安全を守るというところまで影響が及ぶようなことにはなっていないと思っています。

ですので、立地地域と、それから、文部科学省、JAEAとの間で丁寧な議論がなされたことには、それはそれで意味があるのだろうと思っています。

○記者 最後と言ったのですけれども、もう一個だけ。

5年半で燃料を抜き取るとJAEAは言っていますけれども、一方で、そのスタートが今年の6月の基本的な計画を出してからだと。今、12月に廃止措置計画が出て、JAEAは年度内に認可を得たいみたいなことも言っているのですけれども、そうすると、なんだかんだいって5年半のうち1年近くは足踏みしているような状況になるのではないかと。これは、だから、実質として当然影響が出てくるのではないかというのが1点。

あと、もう一つは、これまでも重要な局面に必ずトラブルを起こしてきたのがJAEAでありますので、それについて、当然、私も以前敦賀に住んでいたので特に思いますけれども、おそらくトラブルが起きるのではないかと思っているのですけれども、そこは規制委員会としてはどういうふうに見ていくのか。通常の事業者とはまた格別の注意が必要なのではないかと思うのですけれども、そこの委員長の考え方を教えてください。

○更田委員長 準備段階には一定のというか、ある程度時間がかかるだろうと思っています。ですから、いつ始められるかというよりも、重要なのは、スミさんがおっしゃるように、トラブルを起こさないで、一旦始めたらそれから順調にやり切るところまで進められるかどうか。トラブルも、小さなトラブルであれば、あらかじめ計画の中に余裕を

持たせるという意味で織り込んでおかなければいけないけれども、大きなトラブルがあれば、当然、計画に遅滞を来す。

その大きなトラブルを今から織り込んでおくというのも多少むちゃなところがあるので、とにかくトラブルを起こさないようにということで、まず実施に当たるまでの体制であるとか、それから、そもそも計画に影響を及ぼすのが、例えば資材の発注であるとか、必要なものの入手に時間がかかる云々という説明を聞いてきてもいるので、きちんと手当てがされているかということは重要であろうと思いますし、それから、JAEA全体の計画の中でもんじゅの廃止措置というものを重く受けとめて、きちんと位置付けてもらうということが非常に重要だろうと思います。

- ○司会 ヨシノさん、どうぞ。
- ○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

関連して1点だけお伺いしたいのですが、今日もちょっとぶら下がりで話を聞いていたところ、今後、もんじゅの廃炉を措置していくに当たって、既存の技術で新たな技術開発等々は特に必要ないのだというようなことを記者が確認して聞いたら、2回も同じ答えをしているのですけれども、ちょっと考え方が甘いのではないかと見てしまったのですが、委員長はどのようにお考えでしょうか。

- ○更田委員長 ぶら下がりというのは、規制庁の職員のぶら下がりで、今おっしゃったの は規制庁職員がということですか。
- ○記者 いや、違います。先様です。
- ○更田委員長 JAEAですか。
- ○記者 JAEAです。
- ○更田委員長 それは何をもって既存の技術とするか。全く新しい新規開発が必要でないという意味で回答したのであれば、ある程度理解はできますけれども、ただ、ナトリウム冷却炉から使用された一次冷却系のナトリウムを取り出すという経験は、世界的に見てもそう例があるわけではない。フランスはスーパーフェニックスで経験を持っていますけれども、ただ、フランスも相当苦労したと聞いています。

単純に考えて、これは先の話ですから、余りに先の話を今言及するのは技術的には大きな意味は持たないかもしれないけれども、普通に考えれば、圧力容器の配管を下回るようなレベルまでナトリウムを下げていったときに、それ以降のナトリウムをどう取り出すのだと。水だったら上からホースを突っ込んで吸い取るということになるのでしょうけれども、ナトリウムは、温めつつそれをやらないと液体の状態でいてくれない。ガスを吹き込んで不活性化するというようなやり方もありますけれども、表面を不活性化するというようなことは、よくああいう液体金属の扱いのときにはありますけれども、要するに、それを丸ごと不活性化させるとなると、どうやるのかと。

ですから、全くの新規開発が必要ないという意味では、そうであろうと思いますけれ

ども、現場レベルでいえば様々な工夫が必要であろうと思っていて、決して淡々とやれ ば終わるのですというような作業ではないと位置付けています。

ですから、仮にその発言なり、回答が、淡々とあとは進めるだけという趣旨であったとしたら、それは甘い認識であろうと思います。

- ○記者 最後にしますけれども、今まで様々な事例を見てきても、いつトラブルが起こるかもしれない。そして、ナトリウム抜き取りの工程でトラブルなど起きたら、本当に大変なことが生じると危惧する人は多いと思うのですが、これは従来よりも監視をもっと徹底しなければならない部分が出てくるのではないかと思うのですが、もんじゅに対して規制側の体制の強化などはお考えでしょうか。
- ○更田委員長 これは、もんじゅの場合は、例外的に炉心にまだ燃料がある状態での廃止 措置計画の申請を受けて、これを認可して先へ進めていくということなので、通常の他 の廃止措置に比べて、ある種、柔軟な対応をとろうとしている。

今後の監視についても同じことが言えて、廃止措置の各段階で、例えば、一時的にリスクが高まることはあり得るので、その段階に応じた監視の仕方というのはその都度考えていかなければいけないと思っています。ですから、規制の方も、廃止措置計画全体にわたって一定の見方をしていればいいと考えているわけでは決してありません。段階に応じた監視の強化等々は必要だろうと思います。

- ○記者 ありがとうございました。
- ○司会 オカダさん。
- ○記者 東洋経済新報社のオカダです。

2つお伺いしたいことがあります。

1つが原子力発電所の新設リプレースに関してなのですが、先日も東京電力が新々・総特の検証の中で、東通原子力発電所を今後進めるに当たって、ほかの会社との共同事業体等々、連携の可能性というようなことを言っていたり、あるいは経産省の検討会の方でも、新設リプレースについて今後どうしていくかということがテーマになりそうなのですが、安全上考えたときに、新設リプレースとなりますと、従来の規制基準とは全く違うものをもう一度作らなければいけないということなのか。例えば、格納容器を二重化するとか、あるいはコアキャッチャーを義務付けるとか、そういったことも必要なのかなとは思うのですが、委員長の御見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○更田委員長 これはどうしても仮定に基づいてお答えをすることになるので、あくまで 仮定に基づいたものに対するお答えとしてですけれども、それはその段階に利用推進側 の議論で何らかの意思決定がなされたらば、規制当局として対処を考えていかなければ ならないだろうと思います。

その際に、やはり原子力規制委員会がガラパゴス島になってしまわないためには、各国の事例等々から様々な面で学んでいるわけですけれども、欧州等の事例であるとかを

見た場合は、新設炉に対する基準というのは既設炉に対する基準とは異なるものを改めて設けるケースの方が多いです。例えば、イギリスの例でとれば、既設炉に対する基準と、それから、何年以降ですかね、2000年代に入って以降新設される炉に対する基準の適用というのは別途定めているケースがある。

ですので、単純にいえば「そのときになったら考える」に近いのですけれども、ただ、 これはあくまで仮に新設炉に関しての検討をしなければならない状況に至った場合に は、各国の事例も参考に考えるということになると思います。

- ○記者 それは大間ですとか、もう既に申請をしている発電所にはそれは適用されないと いうことでしょうか。
- ○更田委員長 大間は既に許可を得ていますので、扱い上は既設という扱いになるという 理解でいます。
- ○記者 あと2つ目なのですが、北朝鮮との問題で非常に懸念されるような状況が起きているのですが、ミサイルが日本に飛んできたときに、原子力発電所の多くも射程距離に入っていると思うのですが、万が一これが当たってしまった場合に大変なことにならないのかという非常に心配があるのですが、これについてのちょっと御見解をお願いします。
- ○更田委員長 そうですね。2つのことを申し上げようと思います。

1つは、武力攻撃に対しての備えについては、これも日本が独特なわけではなくて、 むしろ日本の規制当局の設計というのは、これは国会等で議論されて、今、原子力規制 委員会が設置されているわけですけれども、ある種、世界的な各国の事例に倣っている 部分があります。

武力攻撃に対する備えというのは、米国においても、それから、欧州各国においても 規制当局の守備範囲ではなくて、これは武力攻撃や国家の存亡にかかわるような事態に 対しての別の仕組みがあって、規制委員会というのはあくまで民生利用、原子力の平和 利用にかかわる部分に関する、利用にまつわる安全について守備範囲としている。

ですから、ミサイル攻撃等々に対する備えが必要であるとすれば、それは原子炉等規制法ではなくて、別途法的な備えというもののもとに行われるというのが一つの答えです。

もう一つの答えは、では、武力攻撃ではなくて飛翔物ですね、飛翔物というのはちょっとかた苦しい言い方ですけれども、航空機等々が衝突した場合。これに関しては、いわゆる武力攻撃としての捉え方ではないけれども、大型航空機の衝突があっても安全に停止して、冷却して、閉じ込めを続けられるという備えというのは、これは御承知のように、現行の原子炉等規制法の中で手当てをしているというところであります。

- ○司会 ヤマグチさん。
- ○記者 プラッツのヤマグチです。お願いします。

先日、大飯、玄海の再稼働が延期になったというのが正式に発表されましたけれども、 それはとりもなおさず神戸製鋼絡みのことなのですが、これを受けて、要するに、規制 庁としてはそれ以前からかねがね調査を開始し、電事連経由ですとか、事業者に直接ヒ アリングをするなどしてこられたというのは認識をしておりますが、こういった現実に 約2ヶ月ほど再稼働が延期になったということを受けて、こちらとしては、どうでしょ うか、更に調査を厳しく行っていくなど具体的な案などはございますか。

- ○更田委員長 大飯3・4と玄海3・4ですね。稼働させるための計画に関して、それを 延期するという形での報告は受けています。これは規制上の要求を満たすためというの ではなくて、今回、神戸製鋼の不正が事実としてあったことから、事業者として慎重を 期して精査をしたいと。これは事業者の姿勢として正しい姿勢なので、事業者が自ら安 全の確保とその説明責任を果たそうとすることは、大いに奨励される話であって、それ を追いかけて更に規制当局がという事態かというと、今、その認識は持っていなくて、 もちろん事業者が精査を続けている結果については、折節に報告を受けていますけれど も、これまでのところ、これまでにもお答えをしているように、安全に直接結びつく問 題や、不正のあったとされる工場、不正のあった期間で製造されたものが一次冷却材バ ウンダリに使われているということはないと。ですので、今の時点で、今、事業者が行 おうとしている精査に更に加えてという考えは持っていません。
- ○司会 では、一番前の方。
- ○記者 読売新聞のトミヤマといいます。大阪から来ました。

もんじゅの件でちょっと教えていただきたいことがあって、おっしゃったみたいに、 通常の原発だと核燃料を取り出してから廃止措置計画の認可申請ということになると 思うのですけれども、もんじゅの場合、規則を改正されて、燃料がある状態から計画に 含めるということで特別な対応をされていると思います。その特別な対応をされている 理由として、もんじゅが特殊な原発で構造が複雑であるというところと、原子力機構は やはり信用のおけないところがあるというところと、理由としてはどちらなのか、ある いは両方なのかというあたりをちょっと教えていただきたい。

○更田委員長 規則をしゃくし定規に適用すると、結局、燃料が取り出されてから廃止措 置計画が申請されると。廃止の方針は決まっているのだけれども、燃料の取り出しに5 年ないし5年半かかっているので、それから申請しますという状態は明らかにおかしい だろうと。

軽水炉であれば、発電炉であれば、燃料の取り出しをすぐ完了して、すぐに廃止措置計画の申請ないし廃止措置計画の検討に入るわけですけれども、5年半は私たちの手を離れた期間ですというのは不自然だし、ある種、規制当局の責任を果たす上で、それはかけになるだろうと。廃止措置を設計段階から明確に意識して作られた炉でないからかもしれないですけれども、炉心にある燃料を炉心から取り出すのだけをとっても、これ

だけ時間がかかるし、また苦労している状況ですので、これはもんじゅの設計並びにも んじゅが抱えている事情を酌んでとった措置です。

- ○記者 理由としては、だから、廃止が決まったにもかかわらず、取り出しに時間がかか るという現実があるからということなのですか。
- ○更田委員長 そのとおりです。
- ○記者 ありがとうございます。
- ○司会では、アベさん。
- ○記者 日本経済新聞のアベです。

少し話は変わるのですけれども、今日5時から中部電力の勝野社長との意見交換があると思います。事前のヒアリングでは、中部電力の社長だけではなくて、電事連の会長としても話を聞きたいというようなことが上がっていたのですけれども、特に委員長として電事連の会長として話をしたいことというのはどういったことがあるのかというのを教えていただけますか。

○更田委員長 これはまだ今日の夕方のことなので、予告編になってしまいますけれども、 勝野社長は、中部電力の社長でおられると同時に電事連の会長であり、更に日本原燃の 会長でもある。ですので、同じ個人ですので、今日は中部電力の社長として来ましたの で、ほかのやり取りはしたくありませんと言われてしまえば、それまでかもしれないけ れども、そうおっしゃることはないだろうからということで、5時からの意見交換では、 日本原燃の話についても、会長としてどうお考えかということを聞きたい。今、総点検 等々をやっていますけれども、いわゆる電力の常識として今の原燃の状態をどう捉えて おられるのかというようなところは伺いたいと思っています。

それから、電事連の会長としては、電事連として様々に事業者の自主的な取組としての安全性向上について、いくつかのところでやはり意見も表明されていますし、発表等々もされている。私たちは私たちで安全性向上のための仕組みを設けていて、向いている方向は同じはずなのだけれども、やはりここはうまくハーモナイズというのかな、向かおうとしているところはリスクをより小さくしようということであって、そして、リスクというのは現場にあることなのだから、事業者がより正しい方向の努力ができるように、規制がその妨げになっているのだったら、規制の方を改めなければならないし、事業者が単に規制をぎりぎりクリアすればいいやと思っているのだったら、それは心得違いだし、電事連として様々な方針を打ち出しておられるので、その真意であるとか、それから、規制に対して物申したいところがおありになるだろうから、そういった点については聞きたいと思っています。

○記者 分かりました。

その中では、今、課題となっている神戸製鋼製の部材の調査などについても、何か話をする予定というのはあるのでしょうか。

- ○更田委員長 それは 5 人で出ますので、私一人でお目にかかるわけではないので、ちょっと何とも言えませんけれども、ただ、神戸製鋼の問題というのは、電力題として問いかけると、どうも丸まった答えが返ってくる傾向があるので、神戸製鋼物なんかは、どちらかというと個別の対応をきちんと確認することの方が大事だと思っています。電事連会長としての回答を求めると、往々にして全社に迷惑のかからない丸い回答が返ってくるので、余りそういうやり取りはとは思っております。
- ○記者 ありがとうございました。
- ○司会では、ヒガシヤマさんの後ろの朝日の方。
- ○記者 朝日新聞のオオムタです。

同じことばかり聞いているようで大変恐縮なのですが、高浜の3・4に続いて高浜の1・2、それから、美浜の3がありますし、それから、大飯の3・4ということで、福井県内で7基の原発が、一応、新規制基準に対しては適合という判断が示されました。それで、この狭い地域に多数の立地があるということに関しては、2012年10月の新安全基準に関する検討チームの第1回会合でも、当時の更田委員は、個人的には多数基立地ということが非常に気になっていると。1サイトに多数基がある場合において、1基建っている場合と同じでいいのかどうか。その対処というものについて、隣接基の影響という点は別途議論をしたいとおっしゃっておられます。

このことは、先日、日本記者クラブでの記者会見の場でも質問させていただいて、現在、原子力規制委員会としては答えを持っていないとおっしゃいました。世界では議論になっていると。国際的には時々議論になっているということと、それで、それに関して、1F事故というものを経験した日本で、原子力規制委員会としてこういうものについてリスクの重畳をどう考えるのか。

アメリカの立地基準では、多数基、複数基のサイトに関しては、それが隣接して相互に影響するという場合に関しては、放射能などを重畳して考えると。それが原則になっていますよね。そうすると、日本でも安全基準を決めたのであれば、安全基準が、サイトごとはもちろんとして、1つの基はもちろんとして、基だけではなくてサイトとしてどうなのか、あるいはその全体の地域としてどうなのかと、そういう問題について考える。これはまさに個別の事業者というよりも、規制委員会として考えるべきことではないかと考えますが、この点はいかがでしょうか。

○更田委員 全体としてはおっしゃるとおりなのですが、誤解を持たれると困るのは、多数基立地の問題について、記者クラブで答えを持っていないと言ったのは、日本だけが持っていないわけではなくて、世界中どの国も持っていません。そういう意味では、あのときは、例えば確率論的リスク評価上の問題、それから、定量的に語る上での問題というのは、多数基立地の議論が今、国際的な場でも行われているのは、それがまだ未解決の、それは技術的な詳細という意味において未解決の問題であるからこそ議論になっ

ているところがあります。

例えば確率論的リスク評価をとると、多数基のリスクをどう捉えるかというのは、あの場でも申し上げましたけれども、有利な部分もあれば、不利な部分もあるし、人の動きまで入る。

一方、同時発災のときに人がどう動くかとか、人的な過誤・ミスがどう起きるかというようなところは純粋な研究対象になっているところもありますので、そういった意味で答えを持っていないと申し上げましたけれども、ただ、評価上の手法等に関して言えば、現行の私たちの審査においても、1つのサイトにおいて2基ある場合、それから、更には、停止中であるけれども、停止中の使用済燃料プールでの発災等も考えて、多数基に関しての、これはかなり保守的でもあるし、先ほど申し上げたように、詳細に関しては技術的に未解決な部分はあるけれども、そこをなお保守的に見て、同時発災が起きた場合にどういう対応をとるかというのは審査の中で見ています。

ただ、さらに難しいのは、おっしゃるように地域の話であって、地域についても、例えば、大飯を見るときに、高浜で発災していたときどうするか、これはサイト外支援の問題等々も絡めて議論はしています。ただし、例えば、同一地域に何基までとか、それから、同一サイトに何基までとか、そういったものを明確にしていないという点では、まだ課題はあると思っています。

- ○記者 そのあたりは、まさに個別の安全規制を超えて、複数が再稼働していこうという時点で、これから先をにらんで、規制委員会として正面から、集中立地ということでは、世界にこれだけの集中立地をしているところはないわけですから、やはり日本が先頭に立ってそこは考えるべきではないかと考えますが、いかがでしょう。
- ○更田委員長 それは、単におっしゃった集中立地だけの問題ではなくて、日本の場合、原子力発電所に対する非常に大きな脅威が自然災害であって、例えば、津波のような、ある地域を襲うというような自然災害を非常に重く見なければならないような状況を考えれば、当然のことながら日本独自に検討しなければならない部分があります。例えば、よく言う話ですけれども、地震や津波に係る検討を、国際コミュニティの検討を待っているわけには私たちはいかないわけです。この部分に関しては、日本がむしろ世界をリードしないとやっていけない部分がある。

同様に多数基の話に関しても、限られたエリアに複数基のものが存在して、そして比較的人口の密度も高いという状況を考えれば、国際的なコンセンサスだけを頼りにしているわけにはいかないというのはおっしゃるとおりだと思います。そういった意味で、議論は続けているし、それから、感度を高めて様々な議論を追っているところではありますけれども、ただ、今の時点で、先ほど申し上げたように、一つのサイトといっても、サイトの大きさにもいろいろありますし、ロケーションもありますので、そう一刀両断に何基までとか、どういった地域にという検討をはっきり申し上げるところまではいっていないというのが実際のところです。

- ○司会では、ナカムラさん、どうぞ。
- ○記者 日本テレビのナカムラと申します。よろしくお願いします。

今日、5時から勝野電事連の会長と面談がございますけれども、それに関連して、プルトニウムのバランスについて、今、日本は使用目的のないものは持たないことにしているのですけれども、電事連の会長として、勝野さんは以前、プルトニウム利用計画は電事連がそのときが来たら出さなければいけないけれども、それは今とかではなくて、六ヶ所が竣工するタイミングでいいという考えを示されておりました。ただ、今、原燃の状況を見ると、そう簡単ではなくて、もしかしたら竣工はちょっと延びるか、あるいはちょっとどころではなくて数年延びるかもしれなくて、そうなると、そもそものプルトニウム、余計なものを持たないという、そこが本当にできるのかということは、国民としてはまだ数年間見えないというまま、審査だけが進んでいくことにもなりかねないと思っているのですけれども、プルトニウムバランスを示すのはそんなに難しいことなのか、タイミングというのはやはり竣工のタイミングでよろしいと、これは規制の範囲外かもしれませんけれども、どのようにお考えですか。

○更田委員長 現在、STACYという研究炉の許可に関して原子力委員会に判断を聞いている中でも、同施設が抱えている利用目的のないプルトニウム粉末について、どう考えるかという問いを投げかけていますけれども、今、御質問の中にもあったプルトニウムバランスに関しては、原子力委員会がボールを持っているというか、原子力委員会がバランスの在り方等々、それをどう確認をしていくかについて検討されているので、今の時点で規制当局からコメントすることは差し控えた方がいいと思うのですが、ただ、電力事業者の責任として、プルトニウムバランスについて、今おっしゃったような様々な疑問に答えていくことは必要なことだろうと思いますし、また、例えば、技術的に言えば、六ヶ所が竣工して操業を始めたときでも、フルスピードで操業したら、どんどんプルトニウムがたまる形になるでしょうし、利用とMOXの製造との間のバランスをどう考えるか。これは規制段階の議論になった時点では具体的に問うことになるだろうと思いますけれども、今、その問いを投げかけても、ごくごくジェネリックな答えが返ってくるだけだと思います。

そういった意味で、お答えとしては、まず原子力委員会での検討が重要であるというのが1つ。それから、基本的にはプルトニウムバランスに関しての、まず最初の説明責任等は事業者にあるので、それは電事連の会長として認識はお持ちだろうと思いますけれども、今日のタイミングで話題に上るかというと、そうでもないように思っています。

○記者 関連でもう一つだけ。まさにプルトニウムバランスをチェックする番人は原子力 委員会であってということに今なっているのですけれども、諸外国から見ると、本当に それをチェックしたのか、ある種、厳しい審査で、本当にそれは余ることはないのか、 こういう運転計画で余らないのかというのは、規制当局がやった方がいいのではないか

という見方はないのでしょうか。昔からそこは原子力委員会がやっていると思うのです けれども、いかがなのでしょうか。

○更田委員長 全体的なプルトニウムバランスは原子力委員会がボールを持っているわけですけれども、保障措置は私たちの責任ですので、保障措置はIAEAと足並みをそろえて、協力して見ていくことになります。どういった保障措置のアプローチをとるかということは、これは正直なところ、私たちは今、十分な検討を進めているところです。

六ヶ所について言えば、アクティブ試験のときの経験がありますので、実際に操業が始まったときに、各工程の各段階でどういう検認が必要か、これは私たちだけで決められるものではなくて、IAEAとも十分に連携をとって、保障措置上の備えは進めていかなければいけないと考えています。

- ○司会 では、御質問のある方。今、手を挙げている5名様でいいですか。では、まず、 一番右の列の後ろの方、ヨコタさんの順番でお願いします。
- ○記者 西日本新聞のイリエと申しますけれども、よろしくお願いします。

玄海原発の再稼働についてにまた話が戻りますけれども、委員長、先週の会見で、これについて、報道ベースでの状況把握だという前提がある中で、どうしてそんなに時間がかかるか首をひねっていますという発言があったかと思うのですけれども、今回、実際に日程は2ヶ月の遅れということになったのですが、何でこんなに時間がかかるのかという認識はお変わりないのか。また、変わりないとすると、例えば、本来あるべき書類がないとか、事業者側に何らか問題があるのか、そういったことも含めて再稼働の今回の遅れについての受けとめをお願いできればと思います。

- ○更田委員長 私たちは、一次冷却材バウダリにかかわる設備について、神戸製鋼で不正が行われたものがないかどうかの確認を求めて、先週の会見の時点で、これだけだったら私はそんなに時間がかかるものではないと思っていたのですけれども、九州電力並びに関西電力からの説明を聞いている上では、彼らは安全上重要な機器や、今般、新規制基準を満たすための機器にわたって、神戸製鋼の工場において不正が行われたとされる時期に製造されたものが使われていないかどうか、きちんと確認をしたいと。ですから、先ほど申し上げたように、慎重を期して精査しようとしているということなので、これは説明としてうなずけるところで、サプライチェーンを追いかけるというのはなかなか簡単なことではないので、これは事業者として正しい姿勢を示しているので、それは結構なことだと思っています。
- ○記者 ありがとうございます。
- ○司会 ヨコタさん。
- ○記者 フリーのヨコタハジメですけれども、先ほど北朝鮮の武力攻撃については担当外 というお答えがあったのですが、それはまさに、今回当選した泉田前新潟県知事が田中

俊一前委員長に会ったときに、それは職務怠慢、責任放棄ではないかとおっしゃった点で、要は、原発テロ対策が不十分なまま原発が稼働している事態は原子力防災に穴があいていると。

具体的に聞かせていただきたいのは、今、アメリカでは原発を兵士150人が守って訓練しているにもかかわらず、日本では警察と民間警備会社が守っていて、こんな国は日本しかないと石破元防衛大臣も問題視している、この原発テロ対策が不十分な現状についてどうお考えになっているのかということと、対策強化に向けて、政府、あるいは国会議員等とどういう意見交換、議論をしているのかが2点目と、その際に重要になってくるのは、稼働中の原発を、特に北陸地方で、世界的に見ても集中している原発銀座と呼ばれている地域が北朝鮮の脅威にまさにさらされて、不審船も漂着する中で、稼働中の原発をすぐ停止するべきではないか、再稼働は当面先送りするべきではないかという指摘もあるのですが、稼働中の原発と稼働していない原発でテロ、あるいはミサイル攻撃があった場合の被害想定がどれぐらい違うのか、数値がなければ定性的なお考えでもいいのですが、何人ぐらい死者が出て、何キロメートルぐらいのエリアが住めなくなるのか、最悪の場合の被害想定の目安ぐらいでもいいのですが、お聞きしたいのです。

- ○更田委員長 いくつものことをお答えしようと思います。まず1つは、法律に定められていない、法律に与えられていない権限を行政機関が行使し出したら、それは怠慢どころか暴走になるわけです。私たちは、私たちに与えられていない権限を行使しろと言われても、行政機関として行使する権限がないものをやり出したら、それこそ政府の暴走ですよ。ですから、暴走せよとおっしゃるのは、できませんとしか、お答えは。
- ○記者 いずれにせよ勧告権があるだろうと。原子力防災の穴があって危険だということ であれば、政府に勧告して、政府に対策を進めるように言う権限があるとおっしゃって。
- ○更田委員長 特定のお名前を挙げての御議論であるとすれば、それは国会で御議論をされるべきことだと思います。

それから、今、米国の例をとって、兵士が警備をされていると。私たちは兵士を持っていませんね。ですから、米国は米国で、原子炉の規制以外の枠組みでもって国家の危機に耐える仕組みを持っている。先ほどもお答えしたように、私たちが与えられている権限、私たちの役割というのは、あくまで原子炉等規制法に定められた権限の中で行っているもので。

- ○記者 自衛隊員がいるじゃないですか。自衛隊員では守れないということなのですか。
- ○司会 ヨコタさん、一回聞いてください。
- ○更田委員長 それから、あくまで国会での御議論があるのであれば、それは結構なこと だと思います。

それから、武力攻撃に際して事態認定がなされれば、原子力規制委員会は直ちに運転中の施設に対して停止を命ずることになりますし、また、事態認定がなされる前であっても、私たちが必要であると判断をすれば、稼働中の施設に対して停止を命ずることに

なっています。それは仕組みとしてそうなっています。

被害想定については、余りに仮定が大き過ぎるので、お答えすることは差し控えよう と思います。

- ○記者 関連して、確かに米国のような兵士はいなくても、自衛隊員が原発をすぐに守れないのかというのが泉田前知事の問題提起で、そこが原子力防災の穴になっているのではないかという点と、事態認定の場合も、これだけ不審船が漂着して、北朝鮮の原発を狙ったテロゲリラが襲来するおそれがあるという事態も十分認定される可能性があると思うのですか、その場合はどうされるのでしょうか。そういう議論を政府、あるいは自民党、国会議員と重ねて、このレベルまで来たら停止するのだとか、しないのだとか、そういう議論も始めていないといけないと思うのですが、政府、あるいは自民党関係者と会合を持って議論しているのかどうかも含めてお伺いしたいのですが。
- ○更田委員長 最後の事態認定については、事態認定にかかわる仕組みが政府内にありますので、私たちも法律が定めるところに従って、事態認定に従って動く行政組織の一つでありますから、その議論といいますか、情報にはあずかる立場にいます。内容についてはお答えしようとは思いません。

それから、繰り返しになりますけれども、国会で行われるべき議論を私たちが立場を超えて、そこへ加わろうとは思っていません。今、国会議員のお名前をお挙げになっていますけれども、それはまさに国会で行われるべき議論だろうと思っています。

それから、停止ということに関して1つ申し上げると、非常に強い、例えば、ミサイル等々の武力攻撃を考えたときには、停止だけで十分な措置になるとは考えていません。 直接的な武力攻撃を受けたときに、運転時と停止時との間の違いというのは、ちょっと 微妙なところがあります。

- ○記者 最後、確認。原発テロ対策が不十分だという現状認識を持たれているかどうか、 最後に一点だけ確認したいのですが。
- ○更田委員長 テロ対策は十分だと思っています。テロと武力攻撃、別の定義ですけれど も、テロ対策に関してはセキュリティ対策として十分な手当てをしています。
- ○記者 ありがとうございます。
- ○司会 それでは、右手、スズキさん、ナガノさん、マサノさんの順番でお願いします。
- ○記者 毎日新聞のスズキです。

もんじゅの廃炉申請について、少し細かい部分かもしれないのですけれども、もんじゅについては特例で燃料取り出しから審査対象にすることになっているのですけれども、燃料は通常運転でも燃料交換とかで抜き取ることはあると思うのですけれども、認可前から燃料取り出しはスタートすることも可能なのでしょうか。

○更田委員長 認可前から燃料の取り出しを実際に行うということですか。それはないで すね。確かに通常の廃止措置であれば、燃料を取り出してから廃止措置計画を申請して という形になるわけだけれども、今回の場合は廃止措置も含めてということで、その理屈からすれば、燃料の取り出しをまず始めて、それから廃止措置を出すというのは、ほかの炉と同じ並びでということにはなるでしょうけれども、これは監視チームでのやり取りを聞いていただいても分かりますけれども、廃止措置計画に今般、炉心からの燃料の取り出し部分も含めたという意味では、認可前に作業がスタートすることはありません。

- ○記者 ありがとうございます。
- ○司会 ナガノさん。
- ○記者 新潟日報のナガノと申します。

先日もお伺いしたのですけれども、柏崎刈羽の建屋に穴があいて、塞がっていなかったという問題で、その後、現地の規制事務所が、新規制基準を満たしているかどうかという意味で調査をしたということで、結果については本庁に報告したと言っておりまして、もし委員長、その報告を受けていたら、その結果についてお聞かせください。

- ○更田委員長 まず、事務所長からの報告に関しては、速報的にちょっと聞いている段階ではあるのですけれども、当初、東電の人の答えぶりが、いかにも電力的という言い方をしたのですけれども、確かに新規制基準が要求している範囲の中での欠落ではないので、そういう意味では、安全上重要な瑕疵があったという捉え方でもないのですね。ただし、消防法の規定等々に関して言うと、建設時から抜け落ちがあったということで、これは当然のことながら、例えば、人が動くための階段とその他の区域との間の防火壁に空隙があったとか、そういったもので、私たちの規制の範囲内から言うと、非常に悪質かというと、今のところ、そこまでの認識は持っていなくて、速やかに対処がとられること、それから、これは建設当時からのものもあったということなので、今まで、何でこれがこうなってきたのか。消防署がどう検査に入るのか、私は承知をしていませんけれども、これが消防署の範囲だからというものでもなくて、例えば、うちの検査官も規制調査で日常的にサイトに入っているわけですから、今後こういう問題が起きないようにする仕組みというのは、現行の保安検査の中でも、さらに言えば新しい検査制度の中では特に、例えば、ごくごく、これは何なのという問いかけがあれば解消されていた可能性もあるので、教訓をこの中から得ることはできるだろうと思っています。
- ○記者 確認ですけれども、今回の6、7の事例については、新規制基準の違反というのでしょうかね、満たしていなかったというケースではないということなのでしょうかね。
- ○更田委員長 はい。
- ○記者 ありがとうございました。
- ○司会 最後、マサノさん。
- ○記者 フリーのマサノです。

先ほど福井の7基が審査をクリアしたということで、多数立地について、もともと発言をされていたということなのですが、そのときの発言のときには規制をする意欲があったけれども、今は多数立地について何もする気がなくなったということなのでしょうか。それはなぜでしょうか。

- ○更田委員長 全くそのようなことはありません。当時の認識と今の認識と何ら変わることはありません。
- ○記者では、規制はいつ、どのようにかけるでしょうか。
- ○更田委員長 現時点でも多数基であることは審査の結果に反映をされています。
- ○記者 同サイトではないのですか。ですよね。今、聞いたのは地域としてです。
- ○更田委員長 地域の問題ですか。地域の問題は、規制上のテクニック、テクニックとい うのは技術上のレベルで解決しなければならない問題がいくつもあります。
- ○記者 それはクリアするのでしょうかという質問です。
- ○更田委員長 クリアするべく努力は続けます。
- ○記者 いつまでに、どのように。
- ○更田委員長 それは今、お答えする段階にないですね。
- ○記者 どうしてですか。
- ○更田委員長 それは技術的な問題です。人の動きや、単純な問題ではないです。
- ○記者 単純ではないからこそ聞いているのですが、同じことの繰り返しになりますので、 次の質問をさせていただきます。

先ほどの軍事攻撃についてなのですが、原子力規制委員会設置法の4条1項で13の所掌事務がありますが、2項でそれにないこと、必要があれば勧告ができるとなっていますが、先ほどテロだったらもう準備できているということでしたが、テロ攻撃と国家による軍事攻撃を考えた場合、軍事攻撃の方はある程度予測がつきますが、テロの方が難しいと思うのですね。更田委員長の中では、テロ攻撃と軍事攻撃と何が違うのでしょうか。住民にとっては何が違うとお考えでしょうか。

- ○更田委員長 武力攻撃の場合は、攻撃自体で受ける損傷が非常に大きい。それに原子力 災害が加わる。テロの場合は、それを引き起こすのは、テロによって引き起こされる原 子力災害がメーンになると、それが一番大きな違いでしょうかね。
- ○記者 テロの方が軍事攻撃よりも小さいとおっしゃっている意味がよくわからないので すが、多分、実のある答えが返ってこないような気がしますので、もともと予定してい た質問をさせていただきます。

神戸製鋼所の件なのですけれども、前回、私、質問させていただきましたときに、どの深さまでやれということを規制当局がいつまでもやらないといけないようだったら、原子力を利用する資格はこの国にないというようなことをおっしゃられておりましたが、その後、神戸製鋼所の取材をしましたところ、実は、改ざんのデータが、最大でも10年ぐらいしか保存期間ルールがなくて、3年、5年、10年という保存ルールなのだそ

うで、3年しか持っていないので、それ以上のものであればそもそもないと。今回の自主点検はあくまで1年未満ということと、それから、改ざん前のデータが残っていなければ、改ざんした後のデータしか残っていないと、それはチェックしようがないのだということで、そこでわかったのは、規制委員会が例え、いついつ、どこどこまでに検査をさかのぼってやってくださいと言っても、さかのぼれないという状態もあるということがわかったのですが、これについて、まず、認識されているかということと、公式な記録として、そういう実態があることを記録すべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

- ○更田委員長 最後の部分がよく聞き取れませんでした。
- ○記者 今、言ったような状態であるという御認識は、更田委員長は持っていらっしゃるかということが1つと、もしそう認識されているのであれば、今のところ、面談にしても、意見交換にしても、そういった事実は浮かび上がってきていない、正式に記録されたものがありませんので、未来世代を考えた場合に、将来何かあったときのことを考えれば、要するに、改ざんデータがない可能性がある、そういう不適合製品が出回っている可能性もなきにしもあらずだということ、その事実自体は原子力規制委員会の記録の中に残しておくべきではないかという質問です。
- ○更田委員長 まず、認識については、個別具体的な事例に関して把握しているわけでは ないですけれども、先ほど申し上げたようにサプライチェーンを追いかけるというのは、 神戸製鋼製品に限らず簡単なことではありませんので、当然、当時の製造記録が保管さ れていないものがあるだろうということは予測されることですから、そういった意味で の認識はあります。

それから、これも1つ目のお答えと重なりますけれども、あらゆる製品に関して追いかけられない部分があるというのは、これから作られるものは別として、例えば、20年前、30年前造られた施設に対して、製造記録であるとか、詳細な記録が全て保管されているわけではないというのは、これは常識的にあることだと思っています。ですから、それを記録として残すことにどういう意味があるのかと。記録として残すことに私は意味を認めていませんけれども。

- ○記者 今おっしゃったように過去のものは難しかったとして、今回のことを教訓に、昨年明らかになった例の日本鋳鍛鋼などの、フランスでしっかりと調べているものに関しても事例があったと思うのですけれども、今後については、原発が稼働されている限りは、そこで使う製品についてのデータは記録するようにという規制を新たに御検討する気はないでしょうか。
- ○更田委員長 日本鋳鍛鋼の問題に関して言うと、フランスで問題になった。
- ○記者 いえ、そのことを、個別。
- ○更田委員長 遮らないでください。下鏡とか、鋳鍛鋼の問題だけを取り出して言ったの だとすると、これは安全上の問題ではなかったので、少なくとも我が国において鋳鍛鋼

の問題は安全上の問題でなかったので、対処は極めて適正なものだったと思っています。 それから、それをさらに広げて言って、これから使われるものの製造記録に関して言えば、鋳鍛鋼の問題が与えたのは、実は製品の記録を取っておいただけでは不十分だったというのが教訓なのです。フランスで何が起きたかというと、製造時にどれだけの部分を切り出してというところの記録が残っていないと、後から確認のしようがない。日本で今、使われている鋳造製品に関しては、その記録が残っていたために、しっかり確認ができた。ですから、具体的にこういった記録について残すべきというものに関して言えば、これもどこまで詳細にわたるか、例えば、発電所には汎用品も非常に多く使われていますから、汎用品の製造記録を個別にとなると、これもおそらく水掛け論になると思うのですけれども、規制が追いかける範囲を広げ過ぎることはかえって危険を招くのです。適正な範囲というものが必ずあります。ですから、おっしゃっているように、ありとあらゆるものを保管しておくように、ありとあらゆるものを確認すべきだという御意見だとしたら、それは私の意見は全く異なります。

- ○記者 規制をかけるのではなくて、保管ルールを設けて、稼働している間は、何かもし あったときにたどれるという状態にしておくことはどうだということだったのですが、 それには別にあらゆるものを全部チェックしろとか、そういうことではなかったので。
- ○更田委員長 記録、保管は範囲によります。
- ○記者 そうすると、それを今回のことをきっかけとして広げるおつもりはないということなのですね。
- ○更田委員長 ありません。
- ○記者 最後の質問です。原電の東海第二の件なのですけれども、前回までの会見の中で 更田委員長は、債務保証するというものの確認をどうするかはまだ決めていないとおっ しゃっていましたので質問します。事故があった場合の債務保証責任までを含めるべき だと思いますけれども、いかがでしょうか。というのは、福一のときに、東電も責任を 取り切れていませんし、お金が足りないということで、銀行も責任を取っていない。国 民に負担が行っているということなので、2度目の事故でも同じようなことはあり得な いと思うのですが、もし債務保証をさせるのであれば、その人に対して、銀行、金融機 関に対して、債務保証は、事故があった場合のものまでも含めることが適切だと思いま すがという質問です。お願いします。
- ○更田委員長 それは御意見として、おっしゃっていることは分かりました。ただ、今、 私たちが求めている債務保証に関する議論は、原子炉の設置変更に伴って必要となる費 用の捻出に関する債務保証であって、今、おっしゃっているような意味での債務保証は 範囲として含めているわけではありません。そして、事故のときの責任も追いかけた債 務保証を求めるべきだというのは、これはあなたの御意見なので、それについてコメン トすることはしません。
- ○記者 意見というか、質問です。そういうことが必要なのではないですかという質問で

す。

- ○更田委員長 これも似たような答えになってしまうけれども、それは規制が追いかける べき枠ではないと思っています。
- ○司会 よろしいでしょうか。それでは、本日の会見は以上とさせていただきます。お疲れさまでした。

一了一